

茨城県不妊治療費助成事業指定医療機関における情報提供
(採卵・胚移植)

医療機関名：小埦医院

配置人員 (※1)	産婦人科専門医		(4) 名
	うち、生殖医療専門医		(1) 名
	泌尿器科専門医		(2) 名
	うち、生殖医療専門医		(1) 名
	看護師		(6) 名
	胚培養士／エンブリオロジスト		(2) 名
	コーディネーター		(1) 名
	カウンセラー		(1) 名
治療内容 (※2)	治療の種類	年間実施件数 (2 0 2 1 年)	費用
	人工授精	(683) 件	(28,400) 円
	体外受精＋新鮮胚移植	(131) 件	(303,000 ～ 334,500) 円
	凍結融解胚移植	(333) 件	(152,500) 円
	顕微授精	(81) 件	(408,000) 円
	精巣内精子回収術	() 件	() 円
実施事項	自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関して、公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）への登録を行っている。		(☐ はい) / (☐ いいえ)
	自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとっている。（自医療機関で分娩を取り扱っている場合は回答不要）		(☐ はい) / (☐ いいえ)
	医療安全管理体制が確保されている		
	①	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	(☐ はい) / (☐ いいえ)
	②	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している	(☐ はい) / (☐ いいえ)
	③	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的に実施している	(☐ はい) / (☐ いいえ)
	④	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている	(☐ はい) / (☐ いいえ)
	⑤	自医療機関において保存されている配偶子、受精卵の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている	(☐ はい) / (☐ いいえ)
⑥	体外での配偶子・受精卵の操作に当たっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築しており、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・胚培養士／エンブリオロジスト	(☐ はい) / (☐ いいえ)	

	トのいずれかの職種の職員 2 名以上で行っている。	
--	---------------------------	--

(裏面)

	倫理委員会を設置している ※委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる	(☐ はい / ☐ いいえ)
	公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している	(☐ はい / ☐ いいえ)
	不妊治療にかかる記録については、保存期間を 20 年以上としている	(☐ はい / ☐ いいえ)
	里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している	(☐ はい / ☐ いいえ)

毎年 3 月 1 日時点の状況について記載すること。

ただし、「年間実施件数」については、記載可能な直近の 1 年間のものを記載すること。

(※ 1)

- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針(別紙 1-1)の「実施医療機関の配置すべき人員の基準」を遵守し、正確に記載すること。
- ・人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の 1 週間の勤務時間が、32 時間未満の場合は、32 時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。(医療法第 25 条第 1 項)
- ・胚培養士/エンブリオロジストについては、生殖補助医療胚培養士又は臨床エンブリオロジスト等の認定を受けている者又は大学において胚培養に関する専門的な教育を受けた者であって胚を取り扱う業務に従事しているものを記載すること。ただし、産婦人科専門医又は泌尿器科専門医が兼務している場合は、人数に含めない。
- ・コーディネーターおよびカウンセラーについては、産婦人科専門医・泌尿器科専門医・看護師・胚培養士/エンブリオロジストが兼務する場合には、コーディネーターおよびカウンセラーには含めないこと。

(※ 2)

- ・人工授精は、月経周期開始から人工授精実施、妊娠確認までの一連の治療周期をさす。費用については、卵巣刺激等にかかる費用も含めた総額(標準的な費用)を記載すること。
- ・体外受精+新鮮胚移植は、卵巣刺激、採卵/採精、前培養/媒精/胚培養、新鮮胚移植、妊娠確認までの一連の治療周期をさす。費用については、これら一連の治療周期にかかる総額(費用が比較的低い患者と高い患者の場合)について記載すること。
- ・凍結融解胚移植は、凍結胚の融解、移植、黄体補充、妊娠確認までの一連の治療周期をさす。費用については、これら一連の治療周期にかかる総額(標準的な費用)を記載すること。
- ・顕微授精にかかる費用については、未受精卵 1 個に対し、顕微鏡下に精子を注入する手技のみにかかる標準的な費用を記載すること。
- ・精巣内精子回収術は、SimpleTESE をさす。費用については、手術にかかる標準的な費用を記載すること。

茨城県不妊治療費助成事業指定医療機関における情報提供
(手術による精子採取)

医療機関名：

配置人員 (※1)	泌尿器科専門医		() 名
	うち、生殖医療専門医		() 名
	看護師		() 名
	コーディネーター		() 名
	カウンセラー		() 名
治療内容 (※2)	治療の種類	年間実施件数 () 年	費用
	精巣内精子回収術	() 件	() 円
実施事項	医療安全管理体制が確保されている		
	①	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	(はい/いいえ)
	②	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している	(はい/いいえ)
	③	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的に実施している	(はい/いいえ)
	④	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている	(はい/いいえ)
	⑤	自医療機関において保存されている精子の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている	(はい/いいえ)
	倫理委員会を設置している ※委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会告「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずる		(はい/いいえ)
	公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している		(はい/いいえ)
	不妊治療にかかる記録については、保存期間を20年以上としている		(はい/いいえ)
	里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している		(はい/いいえ)

毎年3月1日時点の状況について記載すること。

ただし、「年間実施件数」については、記載可能な直近の1年間のものを記載すること。

(※1)

- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針(別紙1－2)の「実施医療機関の配置すべき人員の基準」を遵守し、正確に記載すること。
- ・人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。(医療法第25条第1項)
- ・コーディネーターおよびカウンセラーについては、泌尿器科専門医・看護師が兼務する場合には、コーディネーターおよびカウンセラーには含めないこと。

(※2)

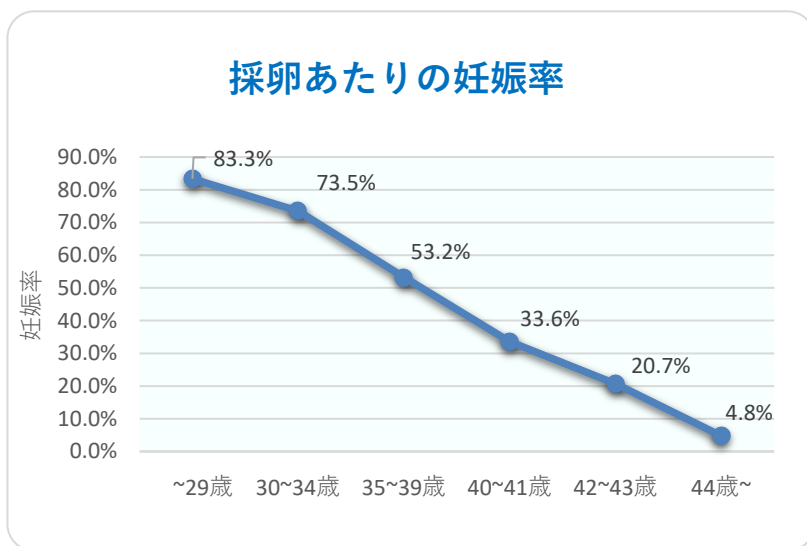
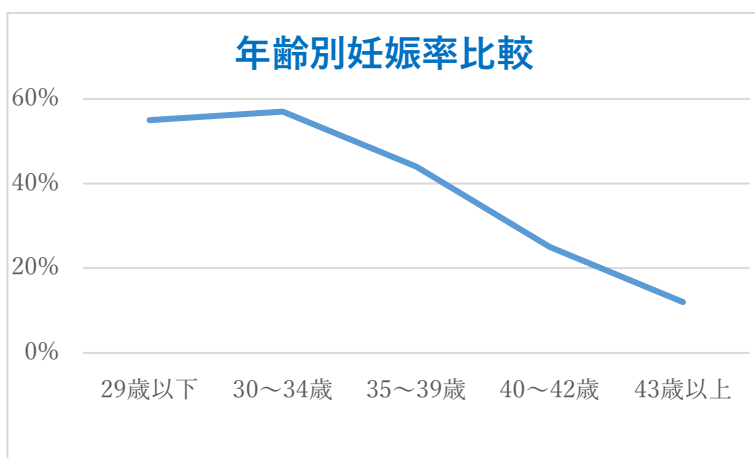
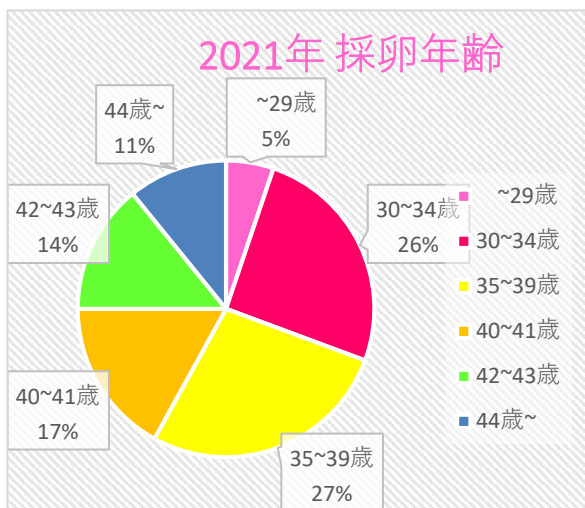
- ・精巣内精子回収術は、SimpleTESEをさす。費用については、手術にかかる標準的な費用を記載すること。

茨城県不妊治療費助成事業指定医療機関における任意の情報提供

医療機関名： 小埸医院

治療実績について

※ 施設における、不妊治療による治療成績を記載して下さい。



来院患者情報

※ 施設を受診した患者数について記載して下さい。

データの揃っている直近の1年間（2021年1月から2021年12月まで）に体外受精・顕微授精・胚移植を行った患者数（実数）は

25歳未満：（3）名

25歳以上30歳未満：（25）名

30歳以上35歳未満：（128）名

35歳以上40歳未満：（163）名

40歳以上43歳未満：（131）名

43歳以上：（95）名

（裏面）

治療指針について

※ 施設における統一された治療指針がありましたら記載して下さい。

保険適用により標準化医療としてある程度一定の治療スキームとなる不妊治療ですが、患者様個々の背景や症状などを加味して保険適用範囲内で可能な個別化治療を行っております。

基本的には、まず自然妊娠を目指したタイミング法、もしくは人工授精を提案しますが、患者様と、どのくらいの予算でどのくらいの期間で妊娠したいかなど相談した上で最も適した治療方針を提示致します。

体外受精については1回の採卵で1子、2子と妊娠できるよう、より早く妊娠できるように妊娠出産までの効率化を考えた治療計画を提案致します。

※本項目についての記載は、必須ではありません。可能な範囲で記載して下さい。